１．免許法の改正の変遷

▼免許法の改正の変遷（改正により変更があった免許状の種類に○を記入）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表 | 学校種等 | 種別 | S29 | S63 | H10 | H16 | H18 | H28 |
| １ | 教諭 | 幼稚園 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 小学校 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 中学校 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 高等学校 | 一種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修（一級） | ○ | ○ |  |  |  | ○ |
| 盲・聾・養護学校 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  | ― | ― |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  | ― | ― |
| 専修 | ― | ○ |  |  | ― | ― |
| 特別支援学校 | 二種 | ― | ― | ― | ― | ○ |  |
| 一種 | ― | ― | ― | ― | ○ |  |
| 専修 | ― | ― | ― | ― | ○ |  |
| ２ | 養護教諭 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| ２の２ | 栄養教諭 | 二種 | ― | ― | ― | ○ |  | ○ |
| 一種 | ― | ― | ― | ○ |  | ○ |
| 専修 | ― | ― | ― | ○ |  | ○ |

※平成12年の免許法改正では高校「情報」「福祉」の免許課程が新設されました（本表では省略）。

（１）昭和29（1954）年改正

○課程認定制度創設後初の免許法改正。

○幼・小・中・盲・ろう・養護学校（二級免（現二種免）・一級免（現一種免））、高（二級免（現一種免）・一級免（現専修免））、養護教諭（二級免（現二種免）・一級免（現一種免））の規定が設けられる。

※「ろう学校」から「聾学校」への表記変更は昭和36（1961）年の免許法改正から。

（２）昭和63（1988）年改正

○初めての再課程認定申請が行われる。

○全校種・養護教諭に専修免の課程が創設される。

○一級免・二級免から専修免・一種免・二種免に。

（３）平成10（1998）年改正

○2回目の再課程認定申請（専修免は再課程認定申請の対象外）。

○幼・小・中・高・盲・聾・養護学校の一種免・二種免のカリキュラムが変更

（４）平成16（2004）年改正

○栄養教諭免許状（専修免・一種免・二種免）の創設

（５）平成18（2006）年改正

○特別支援学校教諭免許状（二種免・一種免・専修免）の創設（改正前は盲・聾・養護学校教諭免許状）

（６）平成28（2016）年改正

○３回目の再課程認定申請（専修免創設後初めての再課程認定申請（特支専修免を除く））

○特別支援学校教諭を除く教諭・養護教諭・栄養教諭（専修免・一種免・二種免）のカリキュラムが変更

２．適用法令の考え方（令和６年度を基準とした場合）

（１）幼・小・中・高等学校、養護教諭免許状（一種・二種）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成元（1989）年度以前入学生 | 旧々々法 | 昭和29（1954）年改正法 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成10（1998）年度もしくは平成11（1999）年度入学生　※ | 旧々法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成11（1999）年度もしくは平成12（2000）年度～平成30（2018）年度入学生　※ | 旧法 | 平成10（1998）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

※平成10（1998）年改正法時には再課程認定申請を行う年度が平成10（1998）年度か平成11（1999）年度の選択が可能でした。平成10（1998）年度に再課程認定申請を行った大学については平成11（1999）年度から、平成11（1999）年度に再課程認定申請を行った大学については平成12（2000）年度から旧法の課程がスタートしています。それにともない旧々法の最終年度も上記表のとおり2つあります。

（２）幼・小・中・養護教諭免許状（専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成30（2018）年度入学生 | 旧法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

（３）高等学校教諭免許状（専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成元（1989）年度以前入学生 | 旧々法 | 昭和29（1954）年改正法 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成30（2018）年度入学生 | 旧法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

（４）特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）教諭免許状（一種・二種）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成元（1989）年度以前入学生 | 旧々々法 | 昭和29（1954）年改正法 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成10（1998）年度もしくは平成11（1999）年度入学生 | 旧々法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成11（1999）年度もしくは平成12（2000）年度入学生～平成18（2006）年度入学生 | 旧法 | 平成10（1998）年改正法 |
| 平成19（2007）年度以降入学生 | 新法 | 平成18（2006）年改正法 |

（５）特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）教諭免許状（専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成18（2006）年度入学生 | 旧法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成19（2007）年度以降入学生 | 新法 | 平成18（2006）年改正法 |

（６）栄養教諭免許状（一種・二種・専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成17（2005）年度入学生～平成30（2018）年度入学生 | 旧法 | 平成16（2004）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |